

582

D170

様式44

令和 4 年 12 月 27 日

三重県知事 殿

医療法人住所 三重県鈴鹿市西条四丁目48番地  
医療法人の名称 医療法人 あかね小児科クリニック

理事長 赤 根 宏 行

電 話 ( 059 ) 383 - 7666

決 算 届

令和 3年11月1日から令和 4年10月31日までの決算を終了したので、医療法  
第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



〔別紙〕

様式1

事業報告書  
(自 令和3年11月1日 至 令和4年10月31日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 あかね小児科クリニック
- ①  財団     社団 (  出資持分なし     出資持分あり )
- ②  社会医療法人     特別医療法人     特定医療法人  
 出資額限度法人     その他
- ③  基金制度採用     基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県鈴鹿市西条四丁目48番地
- (3) 設立認可年月日 平成 5年 11月 22日
- (4) 設立登記年月日 平成 5年 12月 1日

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	あかね小児科 クリニック	三重県鈴鹿市西条四丁目 48番地	

- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和3年12月26日 前年度の決算承認

令和4年10月23日 次年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 あかね小児科クリニック  
所在地 鈴鹿市西条4丁目48番地

※医療法人整理番号

財 産 目 録

(令和 4年10月31日現在)

1. 資 産 額 465,408 千円  
2. 負 債 額 22,311 千円  
3. 純 資 産 額 443,096 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	345,625
B 固 定 資 産	119,782
C 資 産 合 計 (A+B)	465,408
D 負 債 合 計	22,311
E 純 資 産 (C-D)	443,096

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 4

法人名 医療法人 あかね小児科クリニック

※医療法人整理番号 01170

所在地 鈴鹿市西条4丁目48番地

貸借対照表

(令和 4年10月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	345,625	I 流動負債	22,311
II 固定資産	119,782	II 固定負債	0
1 有形固定資産	84,631	負債合計	22,311
2 無形固定資産	149	純資産の部	
3 投資等	35,001	科目	金額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	433,096
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	443,096
資産合計	465,408	負債・純資産合計	465,408

様式4-2

法人名 医療法人 あかね小児科クリニック

※医療法人整理番号 0170

所在地 鈴鹿市西条4丁目48番地

損 益 計 算 書

(自 令和 3年11月 1日 至 令和 4年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	261,464
2 事業費用	194,677
本来業務事業利益	66,786
事業利益	66,786
II 事業外収益	6,256
III 事業外費用	339
経常利益	72,704
IV 特別利益	0
V 特別損失	24,408
税引前当期純利益	48,296
法人税等	12,128
当期純利益	36,167

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 6

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人 あかね小児科クリニック  
理事長 赤根 宏行 殿

私は、医療法人 あかね小児科クリニックの令和3年度(令和3年11月1日から令和4年10月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

## 記

## 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年12月27日

医療法人 あかね小児科クリニック

監事 古川 増美